

大阪市立大学 健康・スポーツ科学 寄稿要項

- 第1条 「大阪市立大学 健康・スポーツ科学」に寄稿できるのは、大阪市立大学都市健康・スポーツ研究センター（以下「センター」という。）所属教員に限る。但し、都市健康・スポーツ研究センター編集委員会（以下「編集委員会」という。）が認めた場合は、所属教員以外も寄稿することができる。
- 第2条 寄稿原稿（以下「原稿」という。）の内容は、健康・スポーツに関する研究領域における特集、総説、原著論文、研究資料（報告）、実践報告、短報、センター業務報告、その他編集委員会が認めたものとする。
- 第3条 原稿掲載は、原則として12月末日までに受付され、1月末日までに受理されたものとし、特別な場合は編集委員会において決定する。
- 第4条 原稿は、A4版、横書き、全角40字20行とする。文字の大きさは12ポイントを目安とし、上下左右余白は25mm、英文綴りおよび数値は半角とする。本文はひらがな現代かなづかいとし、外国語をかな書きする場合はカタカナにする。
- 第5条 原稿には、表題、所属、氏名の英文を必ず添付する。
- 第6条 原著論文は、表題、英文抄録（200語以内）、方法、結果、考察、まとめ、引用文献、図表から構成する。
- 第7条 原著論文には、英文抄録の和訳を添付する。その際には3ないし5語のキーワードを明記する。
- 第8条 引用・参考文献は、著者名のABC順に記載する、同じ著者名の場合には、年号の古い順とする。また、雑誌の場合には、著者・題目・雑誌名・巻・号・ページ・西暦年号の順に記載し、単行本の場合には、著者・書名・版数・発行所・西暦年号・ページの順に記載する。
- 第9条 図・表・写真などは、1頁1枚とし、その説明は表題の下に記す。また、図・表・写真などの挿入箇所には、必ず本文中に指示を入れておく。
- 第10条 原稿は、上記の規程により作成したうえで、電子ファイル（例 Microsoft Office Word）を編集委員会委員長宛に1部送付する。

第 11 条 「大阪市立大学 健康・スポーツ科学」に掲載された論文の著作権は、センターに帰属する。ただし、著作者は著作権がセンターに帰属する著作物を自ら利用することができる。

第 12 条 この要項の施行に関して必要な事項は、都市健康・スポーツ研究センター教員会議の議を経てセンター所長がこれを定める。

附 則

この規程は平成 18 年 11 月 15 日より施行する。

附 則

この規程は平成 30 年 11 月 7 日より施行する。

大阪市立大学 健康・スポーツ科学 論文審査要綱

第1条 この要綱は、大阪市立大学都市健康・スポーツ研究センター編集委員会（以下「編集委員会」という。）内規第4条第4項に基づき、「大阪市立大学 健康・スポーツ科学」寄稿原稿（以下「原稿」という。）の審査に関してこの要綱を定める。

第2条 原稿は、編集委員会において選考された審査員の審査を受けるものとする。

2 審査の対象は健康・スポーツ科学寄稿要項第2条の原稿のうち、次のとおりとする。

- (1) 原著論文
- (2) 研究資料
- (3) 実践報告

第3条 審査員は、原稿が健康・スポーツ科学寄稿要項に示された基準に沿って審査する。

2 掲載の適否を評定し、その結果と根拠を編集委員会に報告する。

第4条 審査の期間は、原則として2週間以内とする。

第5条 この要綱施行に関して必要な事項は、都市健康・スポーツ研究センター教員会議の議を経て都市健康・スポーツ研究センター所長がこれを定める。

附 則

この規程は平成18年11月15日より施行する。